



第1回社債型種類株式に関する説明資料

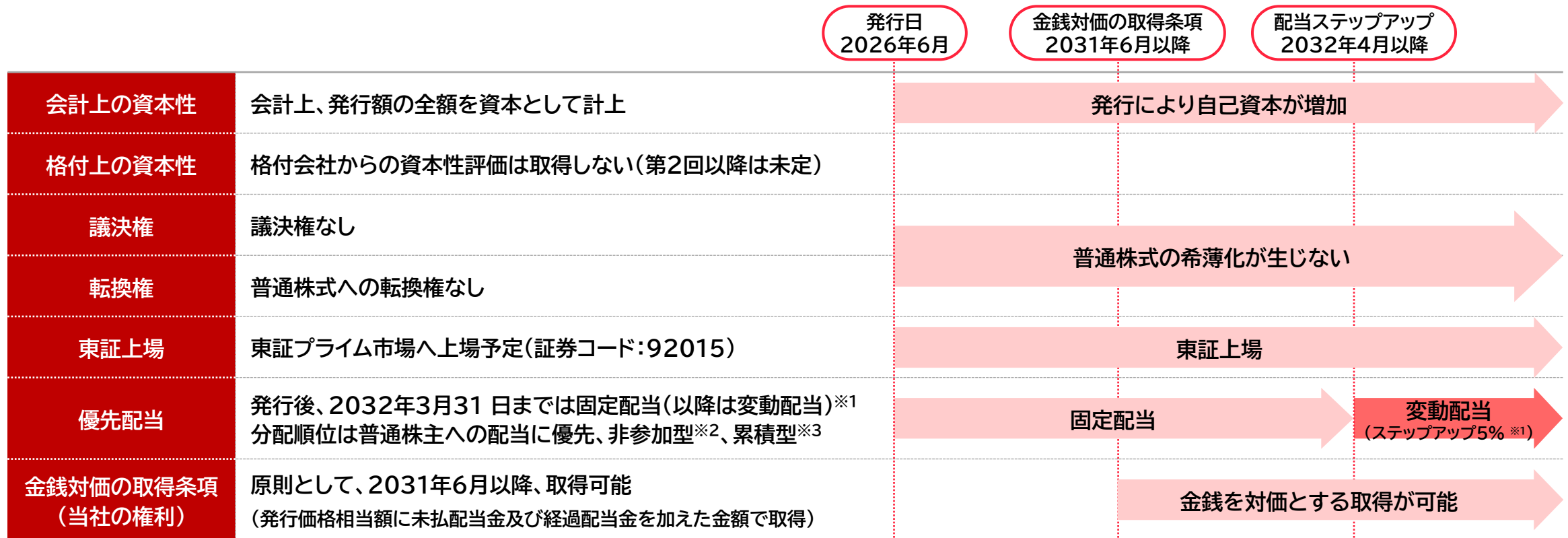
2026年4月30日



JAPAN AIRLINES

第1回社債型種類株式の特徴

- 社債型種類株式は会社法上の株式であり、会計上の株主資本の増加につながりますが、議決権・転換権がありません。
- 普通株式とは別途、東証プライム市場への上場を予定しており、幅広い投資家へ投資機会を提供することを企図します。
- 第1回社債型種類株式は他の上場社債型種類株式と異なり、格付会社からの資本性評価を取得しないことを想定した商品性となります。



※1 第1回社債型種類株式の配当年率は、2032年3月31日までは固定の基準金利に当初スプレッドを加えた率とし、その後は変動の基準金利に当初スプレッド及び5%を加えた率とします。

※2 社債型種類株式は、発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の商品性です。

※3 社債型種類株式は、未払の優先配当金がある場合に未払分を翌期以降に繰り越して支払う「累積型」の商品性です。

社債型種類株式の財務指標等への影響

- 社債型種類株式は、株式でありながら普通株式に係るROEやEPSへの影響も抑制されます。配当や残余財産の分配は普通株式に優先し、優先配当については一定期間、固定配当が支払われ、発行時に定めた優先配当金を超える支払いは生じません。
- 社債型種類株式は会計上の株主資本であるため、発行時にはネットD/Eレシオ等の低下を含む、財務健全性指標の向上に寄与します。

主要な財務指標 への影響	(普通株式に係る) ROE	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{普通株式に係る自己資本}^{\ast}}$	主な影響は優先配当分に限定
	(普通株式に係る) EPS	$\frac{\text{当期純利益} - \text{優先配当}}{\text{普通株式に係る発行済株式数}}$	
	(普通株式に係る) PBR	$\frac{\text{時価総額(普通株式)}}{\text{普通株式に係る自己資本}^{\ast}}$	
	ネットD/Eレシオ	$\frac{\text{ネット有利子負債}}{\text{自己資本(社債型種類株式を含む)}}$	財務健全性の向上に寄与
社債型種類株主 への分配	優先配当	普通株式に優先、発行時に決定した配当率に限定 (発行後、概ね5年は固定配当)	非参加型の商品性
	残余財産の分配	普通株式に優先、発行価格相当額及び優先配当分に限定	

※ 普通株式に係る自己資本は、B/S上の自己資本から社債型種類株式に係る自己資本及び優先配当を控除した値です。

第1回社債型種類株式に係る長期保有特典

- 発行後の初年度末(2027年3月末)の種類株主(個人限定)を対象に、計3回(1年後、2年後、コール時)の基準日※1まで継続保有した株式数に応じて、以下のLife Status ポイント(LSP)を積算いたします。
- 本特典によりJALファンの拡大を図ると共に、幅広い投資家への訴求を通じて、長期的な関係構築やブランド価値向上を目指してまいります。

継続保有株式 株式数[株] 保有金額[万円]※2	継続保有の株式数に応じたLSP積算数			
	積算1回目 [ポイント]	積算2回目 [ポイント]	積算3回目(コール時) [ポイント]	合計 [ポイント]
5,000以上	140	140	420	700
4,000 - 4,999	130	130	390	650
3,000 - 3,999	120	120	360	600
2,600 - 2,999	110	110	330	550
2,000 - 2,599	100	100	300	500
1,500 - 1,999	80	80	240	400
1,000 - 1,499	60	60	180	300
500 - 999	40	40	120	200
300 - 499	30	30	90	150
200 - 299	20	20	60	100
100 - 199	8	8	24	40



500ポイント
JMB elite plus



250ポイント
JMB elite

※1 LSPの積算数は、各基準日(株式を取得した日等とは異なります。)において第1回社債型種類株式の株主名簿に保有者名義で記載又は記録されている株式数に基づいて決定されます。

※2 1株当たり10,000円で購入した場合の保有金額です。

※3 LSPの積算には、第1回社債型種類株式の保有後、株主様に所定の手続の下で「株主さま専用サイト」にご登録いただき、JALマイレージバンク(JMB)お得意様番号を期日までにご登録いただく必要がございます。

※4 LSP数に応じたStarグレード特典やサービスを利用される場合、所定のJALカードの保有等、対象条件を満たす必要がございます。

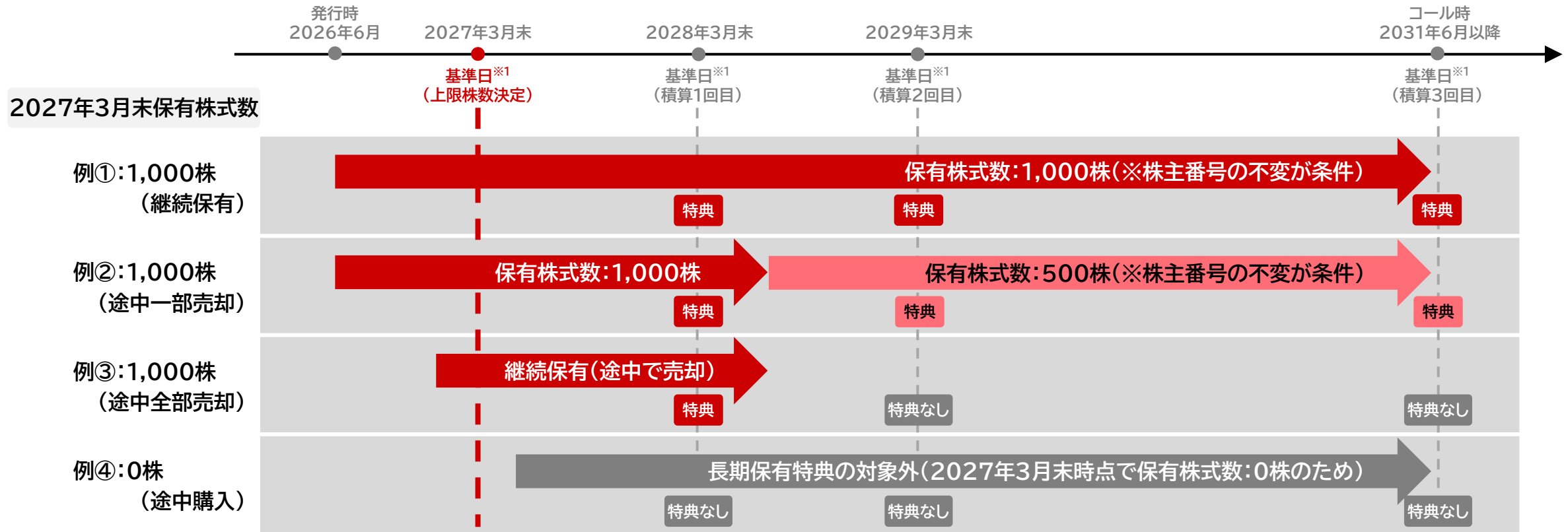
※5 株主番号が変更されると、対象から外れてしまいますのでご注意ください。なお、以下は株主番号が変わる可能性のある事例の一部となります。

- ・ 株主名簿の登録が変更された場合(相続などにより株式の名義人が変更となった場合や株式をお預けの証券会社を変更した場合)
- ・ 株主名簿の登録から外れた後、再度登録された場合(保有株式を全て売却し、基準日まで株式を買い戻した場合や証券会社の貸株サービスをご利用されている場合)

※6 JMB eliteの場合は年2回分、JMB elite plusの場合は年6回分のサクララウンジクーポンが主な特典として付与されます。

第1回社債型種類株式に係る長期保有特典

- 対象: 2027年3月末^{※1}の個人株主で、①2028年3月末、②2029年3月末、③コール時の基準日、の各時点まで継続保有した場合
 - 積算: 2027年3月末^{※1}の保有株式数を上限として、①~③までの継続保有株式数に応じて特典を積算^{※2}
- (※積算時期は2028年以降、各基準日が属する年の11月頃を想定。ただし、積算3回目については、基準日の数ヶ月後を想定)



※1 第1回社債型種類株式の株主名簿に記載又は記録されている日付であって、株式を取得した日等とは異なります。

※2 特典の積算には、第1回社債型種類株式の保有後、株主様に所定の手続の下で「株主さま専用サイト」にご登録いただく必要がございます。

この資料は当社の第1回社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。本参考資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、第1回社債型種類株式については米国における勧誘は行われません。